

【記入例】 ※次ページの「(別紙5) 支出内訳書」と併せてご覧ください。

(別紙7) 【様式第8：実績報告書に添付】

交付決定通知書に記載の日付
を記入してください。

収益納付

令和2年9月30日付けをもって交付決
事業の実施期間内における事業化等の状
ナ特別対応型>交付規程第27条の規定

補助事業の実施結果の事業化等の有無

補助事業者が、以下①～③の前提で、収益納付対象となる、
キッチンカーによる移動販売を実施した場合の記載例を記
入しています。

<前提条件>

- ① 補助対象経費で購入したキッチンカー(200万円)で製造原価等(対象外経費:200万円)をかけて、飲食品を販売した。
- ② 補助事業終了日までに500万円(C)を売り上げた。
- ③ キッチンカーを購入したほか、宣伝用チラシを40万円発注、補助対象経費合計額(事業再開枠を除く)は、240万円(B)であった。

- 1. 補助事業の実施結果の事業化
- 2. 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定
- 3. その他補助事業の実施により発生した収益

有	無
有	無
有	無

(単位：円)

計画名	補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る売上額 (C)	補助事業に係る収益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)
キッチンカーの導入による移動販売の実施	1,000,000 (A)	2,400,000 (B)	5,000,000 (C)	5,000,000 (C) - 2,000,000 (製造原価等) = 3,000,000 (D)	2,400,000 (B) - 1,000,000 (A) = 1,400,000 (E)	(3,000,000 (D) - 1,400,000 (E)) × (1,000,000 (A) / 2,400,000 (B)) = 666,667 (F)

【記載注意事項】

- (1) 1. ~ 3. において全て「無」(1. については、事業実施期間内に売上なし) の場合には、上記の表への記入は不要。
- (2) 「補助金額 (A)」は、別紙5又は別紙6の支出内訳書に記載の「(3) 補助金額又は(4) 補助金額」をいう。
- (3) 「補助事業対象経費 (B)」とは、別紙5又は別紙6の支出内訳書に記載の「補助対象経費合計(上記1.~13.)」をいう。
- (4) 「補助事業に係る売上額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
- (5) 「補助事業に係る収益額 (D)」とは、「補助事業に係る売上額 (C)」から、同売上額を得るのに要した額(補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等)を差し引いた額をいう。
なお、「補助事業に係る収益額 (D)」がゼロまたはマイナスの場合には、(D) にゼロと記載する。
- (6) 「控除額 (E)」とは、「補助事業対象経費 (B)」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額」をいう。 控除額 (E) = 補助事業対象経費 (B) - 補助金額 (A)
- (7) 「納付額 (F)」 = (「補助事業に係る収益額 (D)」 - 「控除額 (E)」) × (「補助金額 (A)」 / 「補助事業対象経費 (B)」) * 円未満切上げ

(注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

(注) 共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。